

最終保障供給約款 新旧対照表

現 行	備 考	改 定 後
３．用語の定義 (25)「別表第１-１供給区域」… 標準熱量４３．３メガジュールのガスを供給する区域をいいます。 (26)「別表第１-２供給区域」… 標準熱量４１．８６０５メガジュールのガスを供給する区域をいいます。 (27)「別表第１-３供給区域」… 標準熱量４２．０メガジュールのガスを供給する区域をいいます。	変 更 変 更 変 更	３．用語の定義 (25)「別表第 １の１ -１供給区域」… 標準熱量４３．３メガジュールのガスを供給する区域をいいます。 (26)「別表第 １の１ -２供給区域」… 標準熱量 ４２．３ メガジュールのガスを供給する区域をいいます。 (27)「別表第 １の１ -３供給区域」… 標準熱量 ４２．３ メガジュールのガスを供給する区域をいいます。
２３．単位料金の調整 別表第１－１供給区域 (１) 当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第６－１の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６－１の２(２)のとおりといたします。 (２)(１)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ② 平均原料価格(トン当たり) 別表第６の１(２)に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。	変 更 変 更 変 更	２３．単位料金の調整 別表第１の１－１供給区域 (１) 当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により 別表第６の３(１－１) の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、 別表第６の１(３) のとおりといたします。 (２)(１)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ② 平均原料価格(トン当たり) 別表第６の１(３) に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。
別表第１－３供給区域 (１) 当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第６－３の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６－３の２(２)のとおりといたします。 イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(１立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋０．０８８円×原料価格変動額／１００円×(１＋消費税率) ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(１立方メートル当たり) ＝基準単位料金－０．０８８円×原料価格変動額／１００円×(１＋消費税率) (備 考) 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。	変 更 変 更 削 除	別表第１の１－２供給区域・別表第１の１－３供給区域 (１) 当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により 別表第６の３(１－２)(別表第１の１－２供給区域) 又は 別表第６の３(１－３)(別表第１の１－３供給区域) の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、 別表第６の１(３) のとおりといたします。

現 行	備 考	改 定 後
(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 9, 6 4 0 円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第 6 の 3 の (2) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し、1 0 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 ＝ トン当たり LNG 平均価格 × 0. 1 0 3 （備 考） トン当たり LNG 平均価格は、当社ホームページ、営業所及び事務所に掲示いたします。 ③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた 1 0 0 円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 VI 供 給 3 3. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 (2) 供給ガス ① 供給ガス（別表第 1－1 供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 1 3 A ですので、ガス器具は 1 3 A とされている器具が適合いたします。 ② 供給ガス（別表第 1－2 供給区域に適用）	追 加 変 更 変 更 削 除 追 加 変 更 変 更	調整額（1 立方メートル当たり） ＝（平均原料価格－基準平均原料価格）÷ 1, 0 0 0 円×調整単価 （計算結果の小数点第 3 位以下の端数を四捨五入いたします） 調整単位料金（1 立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋調整額×（1＋消費税率） （計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。） (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および調整単価は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 8 8, 5 5 0 円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第 6 の 1 (3) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価格から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し、1 0 円単位といたします。） ③ 調整単価（天然ガス 1 トンにつき 1, 0 0 0 円単位の単価） 0. 7 1 9 円 VI 供 給 3 3. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性 (2) 供給ガス ① 供給ガス（別表第 1 の 1－1 供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 1 3 A ですので、消費機器は 1 3 A とされている消費機器が適合いたします。 ② 供給ガス（別表第 1 の 1－2 供給区域に適用）

現 行	備 考	改 定 後													
供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は1 3 Aですので、ガス器具は1 3 Aとされている器具が適合いたします。 熱 量 標準熱量 …………… 4 1 . 8 6 0 5 メガジュール 最低熱量 …………… 4 0 . 6 メガジュール ③ 供給ガス（別表第 1－3 供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は1 3 Aですので、ガス器具は1 3 Aとされている器具が適合いたします。 熱 量 標準熱量 …………… 4 2 . 0 メガジュール 最低熱量 …………… 4 1 . 7 メガジュール	変 更 変 更 削 除 削 除	供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は1 3 Aですので、消費機器は1 3 Aとされている消費機器が適合いたします。 熱 量 標準熱量 …………… 4 2 . 3 メガジュール 最低熱量 …………… 4 1 . 8 メガジュール ③ 供給ガス（別表第 1 の 1－3 供給区域に適用） 供給ガスは、この燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は1 3 Aですので、消費機器は1 3 Aとされている消費機器が適合いたします。 熱 量 標準熱量 …………… 4 2 . 3 メガジュール 最低熱量 …………… 4 1 . 8 メガジュール													
附則 1. この最終保障供給約款の実施期日 この最終保障供給約款は、2 0 2 3 年3月1 0日から実施いたします。	変 更 削 除	附則 1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、2 0 2 4 年 1月1 5日から実施します。													
（別表第 1）供給区域 （別表第 1－1）供給区域 <table><tr><td>新潟県新発田市</td></tr><tr><td>新富町1・2・3丁目</td></tr><tr><td>本 町1・2・3・4丁目</td></tr><tr><td>諏訪町1・2・3丁目</td></tr><tr><td>大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目</td></tr><tr><td>中央町1・2・3・4・5丁目</td></tr><tr><td>大手町1・2・3・4・5・6丁目</td></tr><tr><td>御幸町1・2・3・4丁目</td></tr><tr><td>住吉町1・2・3・4・5丁目</td></tr><tr><td>西園町1・2・3丁目</td></tr><tr><td>城北町1・2・3丁目</td></tr><tr><td>緑 町1・2・3丁目</td></tr><tr><td>中田町1・2・3丁目</td></tr></table>	新潟県新発田市	新富町1・2・3丁目	本 町1・2・3・4丁目	諏訪町1・2・3丁目	大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目	中央町1・2・3・4・5丁目	大手町1・2・3・4・5・6丁目	御幸町1・2・3・4丁目	住吉町1・2・3・4・5丁目	西園町1・2・3丁目	城北町1・2・3丁目	緑 町1・2・3丁目	中田町1・2・3丁目		
新潟県新発田市															
新富町1・2・3丁目															
本 町1・2・3・4丁目															
諏訪町1・2・3丁目															
大栄町1・2・3・4・5・6・7丁目															
中央町1・2・3・4・5丁目															
大手町1・2・3・4・5・6丁目															
御幸町1・2・3・4丁目															
住吉町1・2・3・4・5丁目															
西園町1・2・3丁目															
城北町1・2・3丁目															
緑 町1・2・3丁目															
中田町1・2・3丁目															

現 行			備 考	改 定 後
	小舟町 1・2・3 丁目 中曽根町 1・2・3 丁目 舟入町 1・2・3 丁目 新栄町 1・2・3 丁目 富塚町 1・2・3 丁目 東新町 1・2・3・4 丁目 豊 町 1・2・3・4 丁目 道 賀 曾 根 岡 田 中谷内 島 潟 佐々木（但し、J R 白新線の以南を除く） 西名柄 桑ノ口 五十公野 板 敷 長 畑 山 崎 舟 入 上中沢 小 見 小舟渡 則 清 下内竹 金 谷 西宮内 古 寺 北蓑口 富 塚 西蓑口 日 渡 中曽根 竹ノ花 ニツ堂 切 梅 荒 町 乙 次 大 伝 小 坂 下飯塚 赤 橋 池ノ端 岡屋敷 戸板沢 月岡温泉 下中ノ目（但し、豊浦郷土地改良区 5 区の第 8、第 4、第 5 1、第 7 4 号道路の以西を除く） 本 田 （但し、本田土地改良区 3 号道路の以西を除く） 人 橋 ニツ山 真野原外 真野原 米 子 元 郷 真野代 宮 吉 小 川 長 島 中 野 長者館 関 井 稲荷岡 下中沢 福 岡 富 島 古 田 真 野 南成田 住 吉 中 島 大中島 高 島 片 桐 藤塚浜（但し、落堀川左岸区域とする） 湖 南 高山寺 古 楯 住 田 釜 杭 塚 田 下山田 二本木 野 中 平 山 草 荷 稲 荷		削 除	

現 行				備 考	改 定 後	
	横 岡 古 川 吉 田 西 浦 川 尻 上今泉 下西山 押 廻 川 口 箱 岩 向中城 関 妻 下 中 小 島 館野小路 上館（但し、市道小松下中線の以西、字界に囲われた区域）				削 除	
	新潟県北蒲原郡聖籠町				削 除	
	全 域 但し、東港 1 丁目（旧大字亀塚浜字位守山及び旧大字網代浜に係る地区を除く） を除く、東港 2 丁目（旧大字亀塚浜字下道に係る地区を除く）及び東港 4 丁目（旧 大字大夫興野に係る地区を除く）を除く				削 除	
	新潟県阿賀野市				削 除	
	下 里（但し、 J R羽越線以南を除く） 金田町の一部（但し、国道 4 9 号線、市道金田町大野地線、市道弥生町 1 号線、市道 弥生町 6 号線、市道弥生町 9 号線に囲われた区域とする。）					
	新潟県新潟市北区太田					
	（但し、日本海東北自動車道より北側及び市道豊栄 1-582 号線より東側とする。）					
	（別表第 1－2）供給区域				削 除 削 除 削 除	
	新潟県胎内市					
	赤 川	あかね町	荒井浜			
飯 角	伊徳寺	江 上				
江 尻	大 出	大川町				
大 塚	小地谷	表 町				
加賀新	北成田	北本町				
乙	協和町	草 野				
久保田	倉敷町	小 出				
苔 実	小舟戸	小牧台				
笹口浜	山 王	塩 津				
柴 橋	清 水	下高田				
地 本	十二天	城 塚				
新栄町	新 館	新和町				
菅 田	住吉町	関 沢				
高 野	鷹ノ巣	高野村新田				
高 橋	高 畑	竹 島				

現 行			備 考	改 定 後	
	館ノ越	築 地	築地新	削 除	
	土 作	つつじが丘	富 岡		
	寅 田	中 倉	中 条		
	長 橋	中村浜	並 槻		
	西川内	西栄町	西 条		
	西条町	西本町	野 中		
	羽 黒	八 幡	八 田		
	半 山	東川内	東本町		
	平木田	平根台	二葉町		
	船 戸	古 館	星の宮町		
堀 口	本 郷	本郷町	削 除		
本 町	松 波	水沢町			
宮 川	宮 瀬	村松浜			
桃崎浜	弥彦岡	山 屋			
横 道	若松町				
近江新字西浦のうち、次の番地の区域					
777-2、777-3、777-4、777-5、777-6、777-7、779-2					
779-3、779-4、779-5、779-6、779-7、779-8、779-9					
779-10、779-11、779-12、779-13					
新潟県新発田市					
藤塚浜（但し、落堀川右岸区域とする）					
新潟県村上市			削 除		
長 政（但し、 J R羽越線の以東で、字上野地区のうち、184-1、184-5、184-6 を除く）					
大津字石橋の一部（但し、県道坂町停車場・金屋線と、広域農道下越中部線と、市道大津 57 号線と市道大津 55 号線に囲まれた区域）					
羽ヶ榎字村下（但し、県道坂町停車場・金屋線、市道大津蓮池線、市道羽ヶ榎大津 1 号線、市道羽ヶ榎 3 号線に囲われた区域とする。）					
（別表第 1－3）供給区域			削 除		
新潟県村上市			削 除		
村 上	羽黒町	長井町	削 除		
上 町	大 町	小 町	削 除		
庄内町	久保多町	片 町			
上片町	加賀町	泉 町			
塩 町	寺 町	大江町			

現 行			備 考	改 定 後							
細工町 安良町 小国町 鍛冶町 肴 町 大 欠 幸 町 田端町 若葉町 中川原団地 南町一丁目 南町二丁目 山居町一丁目 山居町二丁目 緑町一丁目 緑町二丁目 緑町三丁目 緑町四丁目 緑町五丁目 石 原 杉 原 飯野西 松原町一丁目 松原町二丁目 松原町三丁目 松原町四丁目 本 町 飯野一丁目 飯野二丁目 飯野三丁目 飯野桜ヶ丘 羽黒口 二之町 三之町 新 町 堀 片 岩 船 岩船上大町 岩船上町 岩船横新町 岩船中新町 岩船縦新町 岩船新田町 岩船上浜町 岩船下浜町 岩船岸見寺町 岩船地藏町 岩船下大町 岩船港町 上の山 岩船北浜町 瀬波温泉三丁目 岩船三日市 三日市 八日市 瀬 波 瀬波上町 瀬波中町 瀬波浜町 瀬波横町 松波町 瀬波新田町 学校町 瀬波温泉一丁目 瀬波温泉二丁目 浜新田 松 山 七 湊 ※平成20年7月8日現在の地番表示による			削 除								
			追 加	（別表第1）供給区域 当社導管部門の託送供給約款の払出エリア（供給区域）に準じます。 <table><tr><td>払出エリア</td><td>供給区域</td></tr><tr><td>新発田本社エリア</td><td>1－1 供給区域</td></tr><tr><td rowspan="2">中条支店エリア</td><td>1－2 供給区域</td></tr><tr><td>1－3 供給区域</td></tr></table>	払出エリア	供給区域	新発田本社エリア	1－1 供給区域	中条支店エリア	1－2 供給区域	1－3 供給区域
			払出エリア	供給区域							
			新発田本社エリア	1－1 供給区域							
			中条支店エリア	1－2 供給区域							
				1－3 供給区域							
			（別表第2）本支管工事費の当社の負担額 （別表第2－1） （1） ガスメーターの能力別当社負担額（別表第1－1 供給区域に適用）			変 更	（別表第2）本支管工事費の当社の負担額 （別表第2－1） （1） ガスメーターの能力別当社負担額（別表第1の1－1 供給区域に適用）				

現 行	備 考	改 定 後
(別表第 2－2) (1) ガスメーターの能力別当社負担額（別表第 1－2 供給区域に適用） (別表第 2－3) (1) ガスメーターの能力別当社負担額（別表第 1－3 供給区域に適用） (別表第 6) 適用する料金表 (別表第 6－1) 適用する料金表（別表第 1－1 供給区域に適用） 1. 適用区分 料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 4 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 B 使用量が 2 4 立方メートルを超え、3 3 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 C 使用量が 3 3 8 立方メートルを超える場合に適用いたします。 2. 料金及び消費税相当額の算定方法 (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。 ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 1 0 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 2 8 日（うるう年は 2 月 2 9 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 1 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 0 月から 1 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 1 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 2 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。	変 更 変 更 削 除	(別表第 2－2) (1) ガスメーターの能力別当社負担額（別表第 1 の 1－2 供給区域に適用） (別表第 2－3) (1) ガスメーターの能力別当社負担額（別表第 1 の 1－3 供給区域に適用）

現 行	備 考	改 定 後						
⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 （３）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします。（小数点以下の端数は切り捨て） ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率） ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率） ３．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。） （１）基本料金 <table><tr><td>１か月及びガスメーター１個につき</td><td>１，２５４．００円</td></tr></table> （２）基準単位料金 <table><tr><td>１立方メートルにつき</td><td>１２７．２３円</td></tr></table> （３）調整単位料金 （２）の各基準単位料金をもとに２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。 ４．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。） （１）基本料金 <table><tr><td>１か月及びガスメーター１個につき</td><td>１，６３６．８０円</td></tr></table> （２）基準単位料金	１か月及びガスメーター１個につき	１，２５４．００円	１立方メートルにつき	１２７．２３円	１か月及びガスメーター１個につき	１，６３６．８０円	削 除	
１か月及びガスメーター１個につき	１，２５４．００円							
１立方メートルにつき	１２７．２３円							
１か月及びガスメーター１個につき	１，６３６．８０円							

現 行		備 考	改 定 後
1 立方メートルにつき	1 1 1 . 3 9 円	削 除	
(3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。			
5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)			
(1) 基本料金			
1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 , 6 2 8 . 4 8 円		
(2) 基準単位料金			
1 立方メートルにつき	9 9 . 5 9 円		
(3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。			
(別表第 6－2) 適用する料金表 (別表第 1－2 供給区域に適用)			
1. 適用区分 料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 5 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 B 使用量が 2 5 立方メートルを超え、2 5 0 立法メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 C 使用量が 2 5 0 立方メートルを超える場合に適用いたします。			
2. 料金及び消費税相当額の算定方法 (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 (2) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします。 (小数点以下の端数は切り捨て) ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷ (1 + 消費税率) ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷ (1 + 消費税率)			
3. 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)			
(1) 基本料金			
1 か月及びガスメーター 1 個につき	4 0 2 . 6 0 円		
(2) 基準単位料金			

現 行		備 考	改 定 後
1 立方メートルにつき	1 3 1 . 3 5 円	削 除	
4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）			
（1）基本料金			
1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 8 0 . 8 0 円		
（2）基準単位料金			
1 立方メートルにつき	1 2 4 . 2 1 円		
5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）			
（1）基本料金			
1 か月及びガスメーター 1 個につき	2 , 3 0 3 . 4 0 円		
（2）基準単位料金			
1 立方メートルにつき	1 1 7 . 3 3 円		
（別表第 6－3）適用する料金表（別表第 1－3 供給区域に適用）			
1. 適用区分			
料金表A 使用量が 0 立方メートルから 1 9 立方メートルまでの場合に適用いたします。			
料金表B 使用量が 1 9 立方メートルを超え、1 9 9 立方メートルまでの場合に適用いたします。			
料金表C 使用量が 1 9 9 立方メートルを超える場合に適用いたします。			
2. 料金及び消費税相当額の算定方法			
（1）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。			
（2）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。			
① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 1 0 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。			
② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 2 8 日（うるう年は 2 月 2 9 日）に属する料金算定期間			

現 行	備 考	改 定 後
の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 (３) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします。 (小数点以下の端数は切り捨て) ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(１＋消費税率) ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(１＋消費税率)	削 除	

現 行	備 考	改 定 後												
3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>9 2 9 . 2 8 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 1 7 . 9 4 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>1 , 4 5 2 . 0 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 9 1 . 7 0 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>3 , 2 7 3 . 6 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 8 2 . 5 7 円</td></tr></table>	1 か月及びガスメーター 1 個につき	9 2 9 . 2 8 円	1 立方メートルにつき	2 1 7 . 9 4 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 4 5 2 . 0 0 円	1 立方メートルにつき	1 9 1 . 7 0 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	3 , 2 7 3 . 6 0 円	1 立方メートルにつき	1 8 2 . 5 7 円	削 除	
1 か月及びガスメーター 1 個につき	9 2 9 . 2 8 円													
1 立方メートルにつき	2 1 7 . 9 4 円													
1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 4 5 2 . 0 0 円													
1 立方メートルにつき	1 9 1 . 7 0 円													
1 か月及びガスメーター 1 個につき	3 , 2 7 3 . 6 0 円													
1 立方メートルにつき	1 8 2 . 5 7 円													

現 行	備 考 削 除	改 定 後
(3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。	追 加	(別表第 6) 適用する料金表 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法 (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。 (2) 従量料金は、基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。 ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 1 0 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 2 8 日（うるう年は 2 月 2 9 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 1 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 0 月から 1 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 1 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 1 2 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 3 1 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 3 0 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあ

現 行	備 考	改 定 後		
	追 加	っては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。 （４）料金に含まれる消費税等相当額は、次の算定式により算定いたします。（小数点以下の端数は切り捨て） 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率） ２．適用区分 （１－１）別表第１の１－１供給区域 料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２４立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｂ 使用量が２４立方メートルを超え、３３８立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｃ 使用量が３３８立方メートルを超える場合に適用いたします。 （１－２）別表第１の１－２供給区域 料金表Ａ 使用量が０立方メートルから２４立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｂ 使用量が２４立方メートルを超え、２４７立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｃ 使用量が２４７立方メートルを超える場合に適用いたします。 （１－３）別表第１の１－３供給区域 料金表Ａ 使用量が０立方メートルから１９立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｂ 使用量が１９立方メートルを超え、１９７立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表Ｃ 使用量が１９７立方メートルを超える場合に適用いたします。 ３．料金表 （１－１）別表第１の１－１供給区域 １．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。） <table><tr><td>（１）基本料金１か月及びガスメーター １個につき</td><td>１，２５４．００円</td></tr></table>	（１）基本料金１か月及びガスメーター １個につき	１，２５４．００円
（１）基本料金１か月及びガスメーター １個につき	１，２５４．００円			

現 行	備 考	改 定 後														
	追 加	(2) 基準単位料金<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 2 7 . 2 3 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 2. 料金表 B (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金<table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>1 , 6 3 6 . 8 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 1 1 . 3 9 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 3. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金<table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>5 , 6 2 8 . 4 8 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>9 9 . 5 9 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 (1-2) 別表第 1 の 1-2 供給区域 1. 料金表 A (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金<table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>4 0 2 . 6 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金<table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 6 9 . 3 6 円</td></tr></table>	1 立方メートルにつき	1 2 7 . 2 3 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 6 3 6 . 8 0 円	1 立方メートルにつき	1 1 1 . 3 9 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 , 6 2 8 . 4 8 円	1 立方メートルにつき	9 9 . 5 9 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	4 0 2 . 6 0 円	1 立方メートルにつき	1 6 9 . 3 6 円
1 立方メートルにつき	1 2 7 . 2 3 円															
1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 6 3 6 . 8 0 円															
1 立方メートルにつき	1 1 1 . 3 9 円															
1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 , 6 2 8 . 4 8 円															
1 立方メートルにつき	9 9 . 5 9 円															
1 か月及びガスメーター 1 個につき	4 0 2 . 6 0 円															
1 立方メートルにつき	1 6 9 . 3 6 円															

現 行	備 考	改 定 後												
	追 加	(3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 2. 料金表 B (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>5 8 0. 8 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 6 2. 1 6 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 3. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>2, 3 0 3. 4 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 5 5. 1 9 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 (1－3) 別表第 1 の 1－3 供給区域 1. 料金表 A (消費税等相当額を含みます。) (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>9 2 9. 2 8 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 3 5. 7 0 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。	1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 8 0. 8 0 円	1 立方メートルにつき	1 6 2. 1 6 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 3 0 3. 4 0 円	1 立方メートルにつき	1 5 5. 1 9 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	9 2 9. 2 8 円	1 立方メートルにつき	2 3 5. 7 0 円
1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 8 0. 8 0 円													
1 立方メートルにつき	1 6 2. 1 6 円													
1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 3 0 3. 4 0 円													
1 立方メートルにつき	1 5 5. 1 9 円													
1 か月及びガスメーター 1 個につき	9 2 9. 2 8 円													
1 立方メートルにつき	2 3 5. 7 0 円													

現 行	備 考	改 定 後								
	追 加	2. 料金表B（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>1, 4 5 2. 0 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 0 9. 2 9 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 3. 料金表C（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月及びガスメーター 1 個につき</td><td>3, 2 7 3. 6 0 円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 0 0. 0 9 円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。	1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 4 5 2. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 0 9. 2 9 円	1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 2 7 3. 6 0 円	1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 9 円
1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 4 5 2. 0 0 円									
1 立方メートルにつき	2 0 9. 2 9 円									
1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 2 7 3. 6 0 円									
1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 9 円									
(別表第 7) 早収料金の日割計算 (1) (別表第 7-1) 早収料金は、次の日割計算後基本料金（税込）と従量料金（税込）の合計といたします。なお、別表第 6-1 及び別表第 6-3 の料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金（税込） ① 基本料金は、別表第 6-1 及び別表第 6-3 の料金表における基本料金（税込） (2) 従量料金 別表第 6-1 及び別表第 6-3 の料金表における基準単位料金（税込）又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6-1 及び別表第 6-3 における適用基準と同様といたします。	削 除 変 更	(別表第 7) 早収料金の日割計算 (1) 早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 の 2 の各適用区分及び別表第 6 の 3 の各料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金 ① 基本料金は、別表第 6 の 3 の各料金表における基本料金 (2) 従量料金 別表第 6 の 3 の料金表における基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。 なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 の 1 における適用基準と同様といたします。								
(別表第 7-2) 早収料金は、次の日割計算後基本料金（税込）と従量料金（税込）の合計といたします。なお、別表	削 除									

現 行	備 考	改 定 後
第 6－2 の料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金 基本料金 (税込) × 日割計算日数 / 3 0 (備 考) ① 基本料金 (税込) は、別表第 6－2 の料金表における基本料金 (税込) ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、2 2 (6) の②から⑤までの場合で料金算定期間が 3 0 日以上 3 5 日までとなる場合 3 0 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数切捨て (2) 従量料金 別表第 6－2 の料金表における基準単位料金 (税込) に使用量に乗じて算定いたします。 (別表第 8) 早収料金の日割計算 (2) (別表第 8－1) 早収料金は、次の日割計算後基本料金 (税込) と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6－1 及び別表第 6－3 の料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、3 0 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金 (税込) ① 基本料金は、別表第 6－1 及び別表第 6－3 の料金表における基本料金 (税込) (2) 従量料金 別表第 6－1 及び別表第 6－3 の料金表における基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 における適用基準と同様といたします。 (別表第 8－2) 早収料金は、次の日割計算後基本料金 (税込) と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6－2 の料金表 A、料金表 B 又は料金表 C の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、3 0 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金 (税込) 基本料金 (税込) × (3 0－供給中止期間の日数) / 3 0 (備 考) ① 基本料金は、別表第 6－2 の料金表における基本料金 (税込) ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、3 1 日以上の場合は 3 0 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数切捨て (2) 従量料金 別表第 6－2 の料金表における基準単位料金 (税込) に使用量に乗じて算定いたします。	削 除 変 更 変 更 削 除	(別表第 8) 早収料金の日割計算 (2) 早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 の 2 の各適用区分及び別表第 6 の 3 の各料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に 3 0 を乗じ、3 0 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。 (1) 日割計算後基本料金 ① 基本料金は、別表第 6 の 3 の各料金表における基本料金 (2) 従量料金 別表第 6 の 3 の各料金表における基準単位料金又は 2 3 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 の 1における適用基準と同様といたします。